

平成 28 年 4 月 1 日
自動車局

貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部を改正する告示について ～貨物自動車運送事業者における運転者教育対策に向けて～

国土交通省では、準中型免許創設に伴い、トラックの初任運転者等について安全運転の実技を義務化する等、運転者教育の強化を図るため、今般、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」の一部を改正しました。

1. 背景

昨年 6 月、車両総重量 3.5 t 以上 7.5 t 未満の自動車の免許受験について、18 歳以上であれば運転経験を問わずに可能とする新免許区分（準中型免許）を創設する「道路交通法の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 40 号）が成立したところ。

当該新免許区分の創設を契機に、貨物自動車の運転に係る更なる安全対策を図るため、「自動車運送事業に係る交通事故対策検討会」において、免許取得後の研修の拡充等について検討がなされてきたところ。

今般、本検討会において、貨物自動車運送事業における運転者への教育内容の強化等を求める報告書が取りまとめられたことから、当該報告書を踏まえ「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成 13 年国土交通省告示第 1366 号）について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正概要

当該報告書を踏まえ、貨物自動車運送事業者による運転者への指導及び監督について、実施時間及び実施内容の拡充を図ることとする。（詳細は別紙参照）

3. 今後のスケジュール

公 布： 平成 28 年 4 月 1 日
施 行： 道路交通法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 40 号）の施行の日
(同法の公布の日（平成 27 年 6 月 17 日）から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日)

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局安全政策課 高橋、鈴木、櫻井
TEL : 03-5253-8111 (内線 41602、41615) 03-5253-8566 (直通)
FAX : 03-5253-1636

第1章 一般的な指導及び監督の指針【改正事項】

○「一般的な指導及び監督の内容」

項目	改正後の追加内容
① 「トラックを運転する場合の心構え」	交通事故統計を活用し事故の影響の大きさを理解させる
② 「トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項」	規定に基づく日常点検の実施及び適切な運転姿勢での運転の重要性を、それを怠ったことによる事故が発生した際に事業者及び運転者が受ける罰則、処分及び措置及び交通事故が加害者等に与える心理的影響を説明することにより確認させる
③ 「トラックの構造上の特性」	トレーラを運転する際に留意すべき事項及び貨物の特性を理解した運転を理解させる。トレーラにより、コンテナを運搬する事業者にあっては、コンテナロックの重要性を理解させる
④ 「貨物の正しい積載方法」	軸重違反を防止するための積載方法を理解させる
⑤ 「過積載の危険性」	法令に基づき荷主が遵守すべき事項、運転者等が受ける過積載に対する罰則、処分及び措置を理解させる
⑥ 「危険物を運搬する場合に留意すべき事項」	該当する事業者にあってはタンクローリーを運転する際に留意すべき事項を指導する 危険物に該当する貨物および運搬前の安全確認について理解させる
⑦ 「適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況」	一（改正なし）
⑧ 「危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法」	注意喚起手法として指差呼称及び安全呼称を活用する。降雪が運転に与える影響、緊急時における適切な対応を理解させる
⑨ 「運転者の運転適性に応じた安全運転」	適性診断の結果に基づく個々の運転者の運動行動の特性を自覚させる
⑩ 「交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法」	医薬品の使用等による眠気及び飲酒の生理的要因による事故の可能性を理解させる 規定に基づき運転者の勤務時間及び乗務時間を定める場合の基準を理解させる
⑪ 「健康管理の重要性」	ストレスチェック等に基づき精神面の健康管理の重要性を理解させる
⑫ 「安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法」【新設】	安全性の向上を図るための装置を使用した場合の適切な運転方法を理解させる

上記事項を実施するための期間

➤ 上記内容について運転者に対する指導・監督を一年ごとに実施する旨を規定

第2章 特定の運転者に対する特別な指導の指針【改正事項】

○「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」

◆ 一般的な指導及び監督内容を実施

◆ 上記内容を座学および実車を用いることにより実施 ➤ 15時間以上

現行: 6時間以上

※積載方法、日常点検および車高等のトラックの構造上の特性に関しては実車を用いて指導

(座学のみ)

別添

【新設】

➡ 20時間以上

2 乗務員に対する指導及び監督

ポイント

1. 事業者は、運送事業に係る主な道路状況(注1)、運行状況、運行の安全を確保するために必要な運転の技術、自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に適切な指導・監督をしなければならない。
2. 事業者は、次の運転者に対して、運行の安全を確保するために、特別な指導を行い国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせなければならない。
 - (1) 死者または負傷者が生じた事故を引き起こした者(注2)
 - (2) 運転者として新たに雇い入れた者
 - (3) 高齢者(65歳以上の者)
3. 事業者は、事業用自動車に備えられた非常信号用具及び消火器の取扱いについて、乗務員に対して適切な指導をしなければならない。
4. 事業者は、従業員に対して効果的で適切な指導・監督を行うために輸送の安全に関する基本的な方針の策定等告示で定める措置を講じなければならない。
5. 事業者は、運転者として新たに雇い入れた者については、自動車安全運転センターが発行する運転経歴証明書を取得させる等して過去の事故歴を把握するとともに、死者または負傷者が生じた事故を引き起こした者については、国土交通大臣が認定した適性診断を受診させなければならない。
6. 運行管理者は、乗務員に対して、指導・監督及び特別な指導を行い、並びに運転者に適性診断を受けさせなければならない。

(注1) 主な道路とは、道路運送法第2条第7項に定められた道路に限らず、頻繁に通行する場所をいいます。

(注2) 「事故を引き起こした者」の解釈は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項第6号の「事故を起こした場合」の解釈を準用します。

解説

1 乗務員に対する指導及び監督

自動車運送事業の運転者は、営業所を一度離れると運行中の安全の確保が運転者にほとんど全て委ねられていること、また、道路上を自家用車、歩行者等と混在して走行するため、

運転者に特に高い安全意識と能力が求められます。さらに、多様な地理的、気象的状況の下で運転するとともに、大型の自動車を運転することから、道路の状況その他の運行の状況に関する判断及びその状況における運転について、高度な能力が要求されます。こうしたことから、事業者において輸送の安全性を向上させるために「安全教育」を積極的に実施する必要があります。

運行管理者は、乗務員に対して継続的かつ計画的に指導及び監督を行い、貨物自動車運送事業法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項に関する知識や、運行の安全を確保するために必要な技能及び知識の習得を通して、ほかの乗務員の模範となるべき乗務員を育成しなければなりません。

乗務員に対する指導及び監督にあたっては、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1366号)に基づき実施しなければなりません。

2

特別な指導の内容、時間及び実施時期

(1) 事故惹起運転者

- ① 死者または重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号または第3号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じた交通事故を引き起こした運転者及び軽傷者（同条第4号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者。
- ② 指導及び実施時期
実施時期は、再度トラックに乗務する前に実施する。ただし、やむを得ない事情がある場合は、再度乗務を開始した後1ヶ月以内に実施する。

事故惹起運転者に対する特別な指導の内容及び時間

内 容	時 間
① トラックの運行の安全の確保に関する法令等 ② 交通事故の実例の分析に基づく再発防止対策 ③ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法 ④ 交通事故を防止するために留意すべき事項 ⑤ 危険の予測及び回避 ⑥ 安全運転の実技	①から⑤までについて合計6時間以上実施すること ⑥については、可能な限り実施することが望ましい

(2) 初任運転者

- ① 輸送安全規則第3条第1項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者（当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前3年間にほかの一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く）。
- ② 指導及び実施時期
当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前に実施する。ただし、やむを得ない事情がある場合は、乗務を開始した後1ヶ月以内に実施する。

⑤ 指導・監督

初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間

内 容	時 間
① トラックの安全な運転に関する基本的事項	
② トラックの構造上の特性と日常点検の方法	①から④までについて合計 6 時間以上実施すること
③ 交通事故を防止するために留意すべき事項	⑤については、可能な限り実施することが望ましい
④ 危険の予測及び回避	
⑤ 安全運転の実技	

(3) 高齢運転者

- ① 高齢である運転者は、適性診断の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じたトラックの安全な運転方法等について運転者が自ら考えるよう指導する。
- ② 指導の実施時期は、適性診断の結果が判明した後 1 カ月以内に実施する。

3 国土交通大臣が認定する適性診断とは

(1) 特定診断

事故惹起運転者は、当該交通事故を引き起こした後、再度トラックに乗務する前に次に掲げる事故惹起運転者の区分ごとにそれぞれの区分の運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受け診させる。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後 1 カ月以内に受診させる。

① 特定診断 I

死者または重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、その事故前の 1 年間に交通事故を引き起こしたことがない者及び軽傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、その事故前の 3 年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者。

② 特定診断 II

死者または重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、その事故前の 1 年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者。

(2) 初任診断

運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者は、初任運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受け診させる。ただし、やむをえない事情がある場合には、乗務を開始した後 1 カ月以内に受診させる。

(3) 適齢診断

65 才以上の高齢運転者は、高齢運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受け診させる。65 歳に達した日以後 1 年以内に 1 回受け診させ、その後 3 年以内ごとに 1 回受け診させる。



4

記録について

特別な指導と国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせた場合は、その旨を運転者台帳に記録しておかなければなりません。

5

非常信号用具の備え付け

自動車が故障その他の原因で踏切内や高速道路上に立ち往生してしまった場合に、ほかの交通に対して迅速に非常事態の発生を知らせるため、自動車には、道路運送車両の保安基準により、非常信号用具の備え付けが義務付けられています。事業者は、非常の際に迅速かつ確実に非常信号用具を扱えるよう乗務員に使い方を実践体験させ、熟知させなければなりません。

6

事故に対する指導

事故を起こした運転者は、被害者の救護を行うとともに速やかに警察及び会社に報告し、運行管理者の指示に従うとともに、運行管理者は、適切に運転者に指示を与える等速やかに適切な処置を取らなければなりません。

なお、運転者以外の乗務員に対する教育訓練も運転者教育と同様に計画的に実施しなければなりません。

根拠規程

- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5（運転者台帳）第1項第6号、第8号
- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条（従業員に対する指導及び監督）
- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則第20条（運行管理者の業務）第1項第14号
- ・国土交通省告示第1366号「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」
- ・国自安第203号、国自貨第61号、国自整第291号（平成26年12月25日）「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」第9条の5、第10条
- ・「貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断」国土交通省告示第1403号